

務	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			
(令和12年3月末まで有効)			

警 務 第 1 0 4 号  
( 通 指 )  
令 和 6 年 6 月 2 7 日

各 所 属 長 殿

警 務 部 長

熱中症特別警戒アラート等発令時における警察無線による注意喚起について警察活動における暑熱対策については、「警察活動における暑熱対策の推進について」（令和6年5月16日付け警務第66号。以下「通達」という。）により示達され、各所属長に対して、熱中症のリスクが高い場合における柔軟な勤務計画の変更、無線機等を活用した水分補給の指示等の取組を推進するよう指示がなされたところである。

そこで、「警戒の空白を生じさせないための警察力最適化推進委員会プロジェクトチームの編成等について」（令和5年7月20日付け警務第130号）により編成されたプロジェクトチームにおいて検討し、各所属における熱中症リスクの判断に資するべく、熱中症特別警戒アラート又は熱中症警戒アラート（以下「熱中症特別警戒アラート等」という。）が発令された場合は、熱中症のリスクが高いと判断し、通信指令課において警察無線による注意喚起を行うこととした。

よって、各所属においては、警察無線による熱中症特別警戒アラート等の発令情報を参考に、所属職員を街頭活動に従事させる必要がある場合には、確実に暑熱対策を講じた上で当該業務に従事させること。

本件担当：警務課企画係